

## 新型インフルエンザ等対策行動計画

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画。※市行動計画はH26.2に策定
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応や法改正等を踏まえ、令和6年度に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定。
- 国は、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を実施。大阪府においても、国の動向や府の取組状況等を踏まえ、必要に応じ、府行動計画の改定を検討。

## 新型インフルエンザ等対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

## 今後の未知のウイルスに対する備え

今後の未知のウイルスに対する備えとして、国・府をはじめ、二次医療圏における医療機関等との連携及び適切な役割分担のもと、感染予防やまん延防止、医療体制の確保に向けた取組を推進する必要がある。

感染症法などの関係法令や、国・府の方針や計画等に加え、本市の対応記録を踏まえ、市行動計画の見直しや、大阪府茨木保健所と連携を図りながら、健康危機管理の対応について定めた手引書の作成などを進める。

誰もが平時から感染症の流行状況に关心を持ち、自らを感染症から防ぎ、身近な人を守る、ひいては地域社会を感染症から守ることは重要であり、特に、医学的に生命に関わるリスクが高い方々に感染が及ばないような配慮が重要であることから、基本的な感染症対策を一人ひとりが習慣化できるよう周知・啓発に努める。

※「茨木市新型コロナウイルス感染症対応の記録」（令和6年（2024年）3月）

## 主な改定内容

- 国や府との適切な役割分担のもと、平時からの備えや感染症対応を実施するため、政府行動計画及び府行動計画との整合を図り、**7つの主要な対策項目**に取り組むとともに、対策項目ごとに**3区分（準備期、初動期、対応期）**で記載。
- より具体的な対応を進めることができるように、各対策項目の**記載事項を充実**させるとともに、市担当部署の記載を**具体的な所管課の記載**へと改める。
- おおむね6年ごとの**政府行動計画改定に係る検討**や、**府行動計画の見直し**を踏まえ、必要に応じて市行動計画を見直す。
- 「大阪府茨木保健所健康危機対処計画」を踏まえ、本計画を地域保健法に基づく**「健康危機管理の対応について定めた手引書」**としても位置付け、平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進める。

## 7つの対策項目

## 実施体制

平時から、関係機関の役割の整理及び連携を強化するとともに、感染症危機の状況並びに市民生活及び社会経済活動の状況や各対策の実施状況に応じて、柔軟に実施体制の整備及び見直しを行う。

## 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 平時から、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、市民等の感染症に関するリテラシーを高める。
- 科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有するとともに、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

## まん延防止

国や府等から示される指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置に基づく市の対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

## ワクチン

- 国や府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチン接種を円滑に実施できるよう、平時から着実に準備を進めるとともに、接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようする。
- 実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で調整を行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

## 保健

有事に、必要な地域保健対策を継続して実施できるように、府、府保健所、医療機関等との役割分担・連携体制に基づく協力をするとともに、それぞれが求められる業務に必要な体制を確保し、役割を果たすことができるよう、感染症の特徴・病原体の性状や、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う。

## 物資

有事に必要な感染症対策物資等を確保できるよう、府と連携して必要な感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認を行う。

## 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

平時から、有事に備え、事業者や市民等に対して必要な準備を行うことを推奨するとともに、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。